

中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

就学援助制度「新入学用品費」の 入学前支給のご案内

1 支給の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- 申請時に富谷市に居住している方(令和8年3月末以前に、富谷市外へ転出する方を除く)
- お子様が令和8年4月に富谷市立中学校、又は国・県立の中学校に入学予定の方
- 令和7年度就学援助制度において、既に「準要保護」の認定を受けている方、又は下記の【令和7年度就学援助認定基準】に該当する方

【注意】次に該当する場合は、「新入学用品費」の入学前支給の支給対象にはなりません。

- 令和8年4月に私立中学校、又はインターナショナルスクール等、公立以外の学校に入学される場合

※上記に該当し、「新入学用品費」の入学前支給を受けたときは、返還していただくことになりますので、該当の可能性がある場合は、申請をお控えいただきますようお願いいたします。

【令和7年度就学援助認定基準】

該当理由	申請書添付書類
1 児童扶養手当を受給している (申請先：市役所子育て支援課)	①児童扶養手当証書の写し
2 次のいずれかに該当し、 <u>一定の所得基準未満※</u> である ※別紙フローチャート目安表参考	
2-1 生活保護を停止又は廃止された	①同一住所全員の令和7年度(令和6年分)課税・非課税証明書又は所得証明書
2-2 市民税が非課税である(同一住所地の家族全員)	①同一住所全員の令和7年度(令和6年分)課税・非課税証明書又は所得証明書
2-3 国民年金保険料が減免されている(同一住所地の家族全員) (担当：日本年金機構)	①国民年金保険料免除申請承認通知書の写し ① 同一住所全員の令和7年度(令和6年分)課税・非課税証明書又は所得証明書
2-4 生活福祉資金の貸付を受けている (担当：社会福祉協議会)	①貸付決定通知書の写し ②同一住所全員の令和7年度(令和6年分)課税・非課税証明書又は所得証明書
2-5 その他 (上記のいずれにも該当しないが経済的に困りの方)	①同一住所全員の令和7年度(令和6年分)課税・非課税証明書又は所得証明書

【課税・非課税証明書又は所得証明書】は令和7年1月1日現在、富谷市に住民登録のある方は不要です。

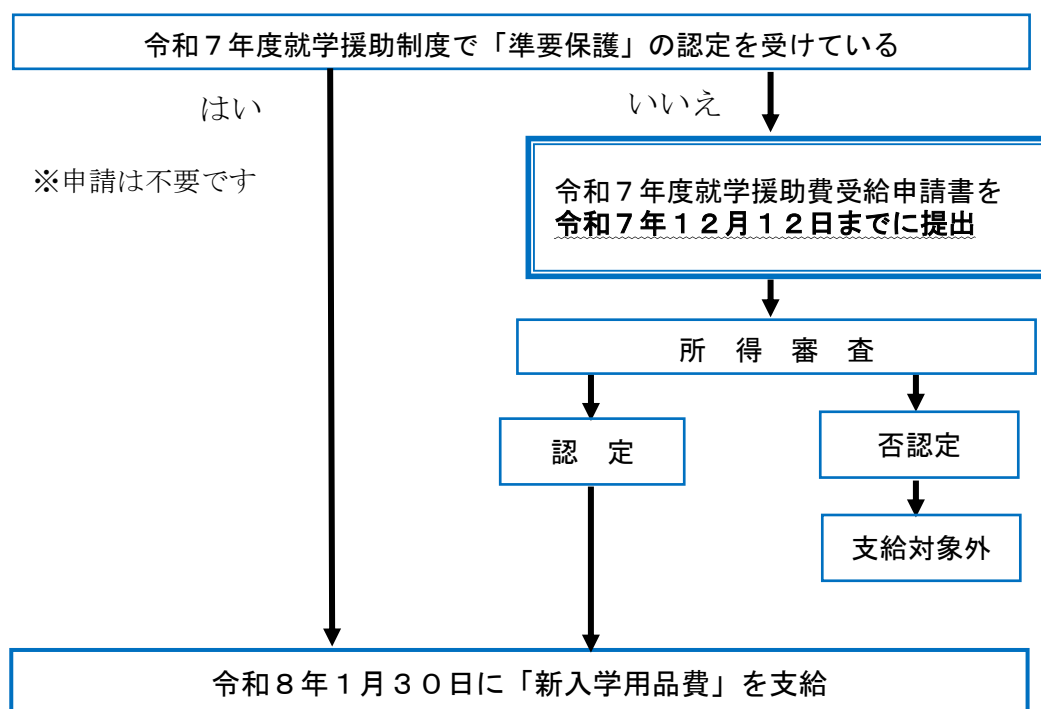
認定に際して、地区の民生委員児童委員が調査のため、自宅にお伺いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

裏面もご覧ください

2 注意事項

- 令和8年度における学用品費など他の費目の就学援助制度を希望される場合には、入学後に別途、令和8年度就学援助制度の申請手続きが必要となります。また、今回の「新入学用品費」を受給された場合は、令和8年度就学援助制度の「新入学用品費」は支給対象となりません。
- 今回、「新入学用品費」の申請を希望しない、又は審査の結果で否認定となった場合でも、入学後から6月末までに令和8年度就学援助制度を申請し「準要保護」の認定を受けた場合は、7月に「新入学用品費」として同様の費用を支給します。
- 「新入学用品費」の審査で用いる基準は、令和7年度就学援助制度の基準となります。また、令和8年度就学援助制度では新年度の審査基準を用いますので、審査結果が変わる場合があります。
- 「新入学用品費」を支給後に市外に転出された場合は、本市で「新入学用品費」の入学前支給を行った旨を転出先の市町村へ通知いたします。
- 今回の就学援助制度の「新入学用品費」と、東日本大震災に伴う就学援助(被災)制度の「新入学用品費」との重複受給はできません。
- 生活保護受給者は、生活保護費により入学準備金として3月分保護費とあわせて支給されますので、今回の「新入学用品費」の申請手続きは必要ありません。

「新入学用品費」支給までの流れ



- 上記スケジュールは、現時点での予定となります。

3 お問い合わせ先

〒981-3392 富谷市富谷坂松田 30 番地

富谷市教育委員会 教育部 学校教育課

TEL : 022-358-0521